農事組合法人設立までの流れ(概略)



根拠法:農協法第72条の32

○設立にあたっての基本的事項の検討

- (1)定款(案)の作成
 - ①事業の目的、業務内容、面積規模等のイメージ
 - ②法人形態(1号法人、2号法人) などの案を作成
- (2)設立にかかる同意書の徴求
- (3)そのほか、発起人会(創立総会)の開催準備 など



〇発起人会(創立総会)の開催

- (1)定款の作成
- (2)役員の選任
- (3)役員報酬限度額等の設定
- (4)そのほか

などを決議し、発起人から理事への設立事務の引き渡しを行う。



○組合員による出資の払込み(出資組合のみ)



第1回目払込みがあった日 から**2週間以内に登記**

〇設立の登記申請(法人設立)



設立の登記の日から<u>2週間</u> 以内に行政庁へ届け出

〇行政庁への届け出

発起人

(注)農事組合法人を設立する には、3人以上の農民が発起人 となる必要があります。





理事

(注)農事組合法人は、役員として理事を置かなければなりません。→農協法第72条の17



都道府県の区域内を地区 とする農事組合法人は、各 都道府県庁へ届け出ること になります。(その他は農 林水産省へ届け出)